

発行日：平成24年7月  
発行元：鎌ヶ谷市消費生活センター  
消費生活センターだより（臨時号 vol.6）

**注意してください！**

**放射能汚染に対する不安に付け込んだ怪しい勧誘にご注意下さい。**

- 「放射線量測定と除染をしたほうがいい。」と電話勧誘がしつこい。  
⇒ 特定商取引法により、断られているにもかかわらず、しつこく勧誘することは禁止されています。
- 「市役所の方から来ました。放射線量測定と除染を格安で行います。」  
⇒ 市では、私有地の放射線量測定や除染について、特定の業者を指定しておらず、依頼もしていません。また、金銭を要求することはありません。

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染への不安につけこんだ怪しい勧誘が報告されています。鎌ヶ谷市では、ご希望があれば 私有地の放射線測定や放射線量測定器の貸し出しを行っております。放射線量測定や除染を業者に依頼する場合は、正しい情報を収集し、慎重に判断しましょう。

お問合せ先

鎌ヶ谷市役所 047-445-1141

鎌ヶ谷市消費生活センター 内線 289

放射線対策室 内線 269